

店頭外国為替証拠金取引説明書・規定
～ Market Link(マーケットリンク) ～

2012年1月

株式会社 AFT

第一種金融先物取引業 登録番号: 関東財務局長(金商)第 250 号
社団法人 金融先物取引業協会 加入 会員番号 1536

店頭外国為替証拠金取引説明書

～Market Link(マーケットリンク)～

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご理解され、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	3
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	7
・取引の方法	7
・証拠金	8
・決済に伴う金銭の授受	9
・益金に係る税金	9
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	10
店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為	12
金融商品取引業者の概要及び苦情受付窓口・紛争解決について	14
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	15

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

金融商品取引業者の名称：株式会社AFT（東京都新宿区西新宿3丁目11番16号）

第一種金融商品取引業者

登録番号：関東財務局長（金商）第250号

加入協会：社団法人 金融先物取引業協会 加入 会員番号 1536

連絡先：AFTカスタマーサービスセンター

（電話：03-3320-7101 FAX：03-3320-7126）

店頭外国為替証拠金取引は、元本が保証された取引ではありません。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のспレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。

取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

注文約定に掛かる取引手数料は無料となります。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

商号又は名称：Capital Market Services, LLC(米国)

業務内容：金融先物取引業

監督を受ける外国当局：米国 Commodity Futures Trading Commission(CFTC)

お客様から預託を受けた証拠金は、トランスバリュウ信託株式会社における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。

お取引に関する報告書は、取引システムより電磁的方法によって発行されます。また、ご案内、ご連絡等は、特別の場合を除き、AFTのFX公式webサイト (<http://www.aft.co.jp/>)、もしくは電子メールによる電磁的方法が用いられます。

外国為替証拠金取引のリスクについて

外国為替証拠金取引には、外国為替市場における相場の変動などが要因となるさまざまなリスクが内在しています。お客様ご自身のご経験や財務状況、運用目的およびご計画から本取引を開始することが適切であるかどうか、慎重にご判断いただきますようお願い致します。また、下記の重要事項を必ずお読みになり、本取引の仕組みおよび本取引において発生しうるリスクに関して、十分にご理解しご確認されたうえで、お取引開始の手続きを行って頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

1. 価格変動によるリスク

外国為替証拠金取引は、外国為替レートを指標として行う取引であり、外国為替レートの変動によりお客様は損失を被るリスクがあります。従って、お客様が当社に預託される証拠金の元本または取引による利益が保証されるものではなく、元本割れ若しくは元本を上回る損失を被る可能性もあります。

2. レバレッジ効果によるリスク

外国為替証拠金取引には、レバレッジ（槌子の作用）により通常の売買に比べ大きなリスクが伴います。実際の取引金額に比べて投資元本である取引証拠金の額は小さいため、相対的に大きなポジションを持つこととなり、小さな為替変動でもお客様の損益が大きく変動することになります。

お客様のポジションに対して一定の割合以上不利な方向に為替レートが急激に変動した場合、お客様の損失を限定するため、お客様が保有する一部または全部のポジションを決済する必要があります。さらに、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有するポジションの全部が自動的に決済される可能性もあります。（ロスカットルール）

証拠金取引では預託した資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預託した資金を超えて損失を被るリスクも同時に存在します。

3. 金利相当金額のリスク

外国為替証拠金取引は決済期限を設けていないため、当日の取引時間終了時（米国ニューヨーク時間 17 時）に未決済ポジションが残っている場合、ロールオーバーにより想定受渡日を自動的に 1 営業日繰り延べいたします。ロールオーバーの際には未決済ポジションの通貨ペアの 2 通貨間金利差から算出される金利相当金額をお客様のスワップ損益に計上いたします。お客様が金利の高い方の通貨を売り建てている場合は金利相当金額の支払いが生じます。この場合、外国為替相場の変動が一切無くとも毎日のロールオーバーの都度、当該金利相当金額がスワップ損として発生することとなります。

（金利の高い方の通貨を買い建てた場合はロールオーバーの都度、当該金利相当金額がスワップ益として発生することとなります。スワップレートは取引される 2 国間の金利変動により変わります。）

4. 損失を限定させるための注文のリスク

損失を限定させることを意図した特定の注文（逆指値注文やロスカットルールによる強制決済）は、通常の市場環境ではお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によって有効に機能しないことがあります。例えば、為替レートが一方向にかつ急激に変動した場合、お客様が指定されたレートや規定の水

準よりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図しない損失を被ることがあります。

5. 店頭外国為替証拠金取引の性質によるリスク

店頭外国為替証拠金取引には証券取引所のような物理的な取引所が存在しません。従って、インターバンク（銀行間）を含むすべての外国為替証拠金取引は当事者間の契約に基づく相対取引（OTC）によって行われます。取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、当社は外国為替証拠金取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。外国為替証拠金取引は証券取引や先物取引と比べて規制が少ないため、取引所取引とは異なる独自の規制・ルールに基づいて管理されます。そのような性質から OTC 取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客様は外国為替証拠金取引を開始される前に、取引の性質とリスクおよび基本契約の内容について十分理解する必要があります。信頼できる取引業者を選定する必要があります。

6. 流動性リスクと特殊な市場環境状況によるリスク

為替市場の主要通貨は高い流動性がありますが、一部の通貨では流動性が乏しくなることもあり、決済または新規取引が困難となる可能性があります。また通常の取引時間帯においても、重要な経済指標の発表、要人発言、重要なイベント、市場間主要国での祝日、ニューヨーク市場のクローズ間際、週明けのお取引などの状況によっては、レートの提示が困難になったり、取引が執行されるまでに思いがけない時間を要することもあります。

さらに、天変地異、戦争、テロ、政変、為替管理政策の変更、同業罷業等の特殊な状況下で特定の通貨レートの提示が困難になったり、お取引が困難または不可能となる可能性もあります。

また、スワップポイントおよびスプレッドは、インターバンク市場における市場情勢および金利動向など予期せぬ事情などから事前の通告なしに変更される場合があります。変動制スプレッドを採用している通貨ペアのスプレッドは、インターバンク市場における市場状況などにより当スプレッドが急激に変動して予期せぬ幅で拡大する場合がございます。

7. 電子取引システムの利用によるリスク

電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。電子取引システムは、当社またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況が起こる可能性、あるいはお客様の注文指示の電子取引システムへの遅着・未着により注文が無効となる可能性があります。また何らかの原因で電子取引システムが利用できない場合は一切の注文などの取引・発注行為が行えないリスクがあります。

また、電子取引システム上で表示される価格情報は、必ずしも市場の実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合、価格情報は遅れ気味となり、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。

電子取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

8. 取引先に対する信用リスク

外国為替証拠金取引は当事者間の契約に基づいて取引を行っているため、取引の相手方の信用状況に対するリスクがあります。従ってお客様は当社の信用状況に対するリスクを負っています。

9. 法律・税制等変更リスク

将来において外国為替取引等に関する税制や法規が変更され、外国為替証拠金取引が現状より不利な取扱いとなる可能性もあります。

以上は、外国為替証拠金取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、お取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

このように、外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、適宜、自己の弁護士、税理士等の専門家の助言を得るなどしながら、取引の特徴、仕組みやリスクについて十分にご理解され、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の判断と責任において行うことが肝要です。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。

- a. 取引の対象は、以下の 10 通貨 30 種類です。(2012 年 1 月現在)

通貨		
AUD (オーストラリア・ドル)	CAD (カナダ・ドル)	CHF (スイス・フラン)
EUR (ユーロ)	GBP (英国・ポンド)	HKD (香港・ドル)
JPY (日本・円)	NZD (ニュージーランド・ドル)	USD (米国・ドル)
ZAR (南アフリカ・ランド)		

通貨ペア (取引通貨 / 決済通貨)					
AUD/CAD	AUD/CHF	AUD/JPY	AUD/NZD	AUD/USD	CAD/CHF
CAD/JPY	CHF/JPY	EUR/AUD	EUR/CAD	EUR/CHF	EUR/GBP
EUR/JPY	EUR/NZD	EUR/USD	GBP/AUD	GBP/CAD	GBP/CHF
GBP/JPY	GBP/NZD	GBP/USD	NZD/CAD	NZD/CHF	NZD/JPY
NZD/USD	USD/CAD	USD/CHF	USD/HKD	USD/JPY	ZAR/JPY

- b. 取引単位は、各通貨組合せに共通で、組合せのうちの外国通貨 1 万通貨単位 (1 枚) とします。
- c. 呼び値の最小変動幅は、各通貨組合せに共通で、0.1pip とします。1pip は日常用いられる通貨単位の 1/100 となり、日本円の場合 0.01 円 (1 銭) に相当します。
- d. 当社が各通貨ペアごとにオファー価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社は、お客様に提示するオファー価格を通貨ペア及び市場の状況に応じて銀行間市場のベストオファー価格以上の価格で決定し、ビッド価格を同じく銀行間市場のベストビッド価格以下の価格で決定します。従ってオファー価格はビッド価格よりも高くなっています。
- e. 建玉は、転売若しくは買戻しすることで手仕舞いできます。
- f. 転売若しくは買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。
- g. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方がお客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。

- h. お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済します。(詳しくは、「☆証拠金」の「(7)ロスカットの取扱い」をご参照下さい。)ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- i. 転売又は買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売又は買戻しを行った日とします。ただし、当該営業日が通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

☆証拠金

(1) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の当初証拠金額以上の額(初回預託金は20万円以上)を、当社に差し入れて下さい。

(2) 必要証拠金額

必要証拠金額は、当初証拠金額(新規建て時に必要な証拠金額)が取引通貨価格に取引数量を乗じた金額の4%、維持証拠金額が同じく4%です。

	Market Link
必要証拠金率(レバレッジ)	4% (25倍)

(3) 証拠金の追加差入れ

証拠金預託額が未決済の店頭外国為替証拠金取引について計算した維持証拠金額の100%(ロスカットライン)を下回った場合、ロスカットルールにより保有している全てのポジションが強制決済となります。追加証拠金の差し入れ請求はいたしません。但し、外国為替相場の変動に伴い、お客様の建玉の決済等による損金額が預かり資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、不足分を現金で、不足金が発生した日から数えて2営業日以内に当社に差し入れて下さい。

(4) 現金の引出し

証拠金預託額のうち、現金部分は、証拠金預託額が必要証拠金額を下回らない範囲で、引き出すことができます。

(5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に現金部分として加算又は減算されます。

(6) 有価証券等による充当

預入可能な資産は現金のみとなります。株券等、有価証券で代用することは出来ません。

(7) ロスカットの取扱い

当社は、お客様の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。）が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において建玉を反対売買して決済します。（「ロスカットルール」といいます。）

(8) 証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

当社が請求した証拠金をお客様が所定の日時まで差し入れなかった場合には、当社は、当該店頭外国為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において建玉の反対売買を行うことができます。（お客様が店頭外国為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）

(9) 証拠金の返還

お客様が店頭外国為替証拠金取引について転売又は買戻しを行った後に、差し入れている証拠金の返還を請求したときは、当該転売又は買戻しの4営業日以内に返還します。

☆決済に伴う金銭の授受

建玉は、すべて反対売買により「差金決済」していただきます。対米ドル通貨ペア（対円以外）の取引では、差金決済により一旦外貨で損益計算後、当社が独自に定める通貨交換レートで円に換算され損益が確定します。例えば「ユーロ/米ドル」は、ドルで損益計算後、円に換算され損益が確定します。転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

{決済通貨単位 × 約定価格差} × 取引数量

(注)約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

☆益金に係る税金

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。

税率は20%（地方税が5%、所得税が15%）となります。その損益は差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、又、通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、所轄の税務署や税理士等の専門家にお問い合わせ頂くか、国税庁のウェブサイト

(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>) をご参照下さい。

※お客様が当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の事項に変更があった時は、当社所定の手続きにより、遅滞なくその旨を当社まで届出頂くようお願い致します。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1)取引の開始

はじめに、「店頭外国為替証拠金取引約款」「店頭外国為替証拠金取引説明書・規定 ～Market Link(マーケットリンク)～」をご熟読頂き、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分にご理解のうえ、ご自身の責任と判断において店頭外国為替証拠金取引口座の設定を行ってください。

店頭外国為替証拠金取引口座の開設方法は「店頭外国為替証拠金取引規定 ～Market Link(マーケットリンク)～」をご確認下さい。

(2)注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

- a. 注文する通貨の組合せ
- b. 売付取引又は買付取引の別
- c. 注文数量
- d. 価格（指値又は成行）
(指値には、当社が提示するオファー価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。)
- e. 注文の有効期間
- f. その他お客様の指示によることとされている事項

(3)証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を電磁的に作成し交付します。

(4) 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によります。同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、お客様より申出があった場合には受け付けますが、両建ては、お客様にとって、オファー価格とビッド価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

(5)注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的に作成し、お客様に交付します。

(6)手数料

売買に係る取引手数料は無料（0円）です。

その他事務手続き等に係る費用は「店頭外国為替証拠金取引規定」をご確認下さい。

(7)取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合も毎営業日（以下「報告対象期間」といいます。）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金、及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(8)電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを必ず承諾して下さい。

(9)その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、お取引成立から24時間以内に当社の連絡先に直接ご照会下さい。

当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他当社が必要と判断したときに本説明書を変更いたします。この場合、当社はその変更事項を特別の場合を除き、AFTのFX公式webサイト (<http://www.aft.co.jp/>)、もしくは電子メールによる電磁的方法によりお知らせします。本説明書の変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する、またはお客様に新たな義務を課すものであるときにおいて、変更から24時間以内にお客様から異議の申出がない場合は、お客様が説明書の変更にご同意したものとみなします。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくはAFTカスタマーサービスセンターにお尋ね下さい。

店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあったお客様及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有するお客様に限りです。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されません。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。V.において同じ。）につき、お客様が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

当社の概要及び苦情等お申出受付窓口・苦情・紛争解決について

(1) 金融商品取引業者の概要

当社の概要は次の通りです。

商号 : 株式会社AFT (英文名:AFT Co.,Ltd.)
業務内容 : 第一種金融商品取引業
本店所在地 : 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-11-16
電話番号 : 03-3320-7111
沿革 : 平成 16 年 5 月 媒介業として店頭外国為替証拠金取引業務開始。
平成 22 年 5 月 プリンシパル業務を行うべく変更登録し、業務を開始。
設立年月日 : 平成 16 年 5 月
資本金 : 213,400,000 円
加入する協会 : 社団法人 金融先物取引業協会 会員番号 : 1536

(2) 苦情お申出窓口

当社は、金融商品取引法における業務に関するお客様からの苦情を次の窓口で受付けております。

受付時間 : 平日 9:00~20:00 (土日祝日、当社が定める休日を除く)
窓口 : 株式会社AFT カスタマーサービスセンター
受付方法 : 電子メール又は電話、ファクシミリ、郵便
電話 : 03-3320-7101
メール : csc@aft.co.jp
FAX : 03-3320-7126
郵送 : 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-9-12
AFTカスタマーサービスセンター宛

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情・紛争の解決あっせん相談等については、下記の機関がご利用可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)
URL : <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>
東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館
大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- ・受渡決済（うけわたしけっさい）

店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取るにより決済する方法をいいます。
- ・売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・オファー
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。
- ・買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。
- ・カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。
- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- ・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差額金を授受することによる決済方法をいいます。
- ・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文（なりゆきちゅうもん）といいます。
- ・証拠金（しょうきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区別があります。この場合、お客様が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。
- ・スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントとといいます。

- ・追加証拠金（つかししょうこきん）
証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。
- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- ・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうこきんとりひき）
通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
- ・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）
店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
- ・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
- ・転売（てんばい）
買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。
- ・特定投資家（とくていとうしか）
店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。
- ・値洗い（ねあらい）
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いとといいます。
- ・媒介取引（ばいかいとりひき）
金融商品取引業者がお客様の注文を他の金融商品取引業者に当該お客様の名前をつなぐ取引をいいます。
- ・ビッド
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。
- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）
現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

- ・両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

株式会社AFT AFTカスタマーサービスセンター

営業時間：平日午前9時～20時（土日祝日、当社が定める休日を除く）

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-9-12

電話番号：03-3320-7101

FAX：03-3320-7126

Eメール：csc@aft.co.jp

ホームページ：<http://www.aft.co.jp/>

店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

店頭外国為替証拠金取引規定

～Market Link(マーケットリンク)～

1.店頭外国為替証拠金取引規定の趣旨

この「店頭外国為替証拠金取引規定 ～Market Link(マーケットリンク)～」(以下、「本規定」といいます)は、「店頭外国為替証拠金取引約款」に基づきお客様が株式会社 AFT (以下、「当社」といいます)との間で行う「店頭外国為替証拠金取引」(以下、「本取引」といいます)に関して、取引の方法や当社が提供するサービスの内容等の細目を定めるものです。お客様はお取引に先立ち、「店頭外国為替証拠金取引約款」等と併せて本規定に定める各条項につきましてもご同意いただくものとします。

2.口座開設のお申込み

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 取引の開始

①契約締結前交付書面等の確認

はじめに、「店頭外国為替証拠金取引約款」「店頭外国為替証拠金取引説明書・規定」をご熟読頂き、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分にご理解のうえ、ご自身の責任と判断において店頭外国為替証拠金取引口座の設定を行ってください。

②口座開設基準

Market Link 取引口座を開設するに当たり、株式会社 AFT では以下の基準を設けております。

- a.所定の本人確認が行えること
- b.店頭外国為替証拠金取引約款及び契約締結前交付書面をご確認頂き、ご理解と同意の上、ご自身の責任と判断で取引できること
- c.契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面及び取引残高報告書等の取引に関する各種書面は全て電磁的な交付方法である事にご同意頂けること
- d.無料のデモトレードをご利用する等、本取引の開始前にトレードの仕組みを把握していること
- e.パソコン、E メールアドレス をお持ちであり、インターネットが利用可能であること
- f.E メールや電話で常時連絡が可能なこと
- g.システム障害等システム運営上の問題等が生じた場合において、その原因調査等の目的のため、システムログイン情報等、当社が必要とする情報を当社に提供出来ること
- h.日本国内に在住しており、満年齢 20 歳以上 69 歳以下であること

- i. 契約者本人のみが取引すること
- j. 他の金融商品取引業者又は登録金融機関（金融先物取引業者であった者を含む）との間で紛争事案のないこと
- k. デリバティブ取引業務に従事する従業員でないこと
- l. 反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者ではないこと（「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。）

③店頭外国為替証拠金取引口座（Market Link 取引口座）の開設

1. 「AFT の FX 公式 web サイト (<http://www.aft.co.jp/>)」へアクセスして頂きます。口座開設手順をご確認のうえ、「店頭外国為替証拠金取引約款」「店頭外国為替証拠金取引説明書・規定」等の契約締結前交付書面をよくお読み下さい。

契約締結前交付書面等は、お手続きの際に電子交付され、ご承諾いただきます。なお、Market Link の取引口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。ご不明な点は、必ず株式会社 AFT へお問合せして頂き、ご理解ご納得の上、口座開設のお申込をして頂きますようお願い申し上げます。

2. 口座開設手順に従いオンライン口座開設申込みフォームへお進み下さい。

3. 重要事項の開示及び承諾確認がございますので、記載事項をご理解のうえご承諾頂ける場合には、該当するチェックボックスまたはラジオボタンをクリックして先にお進み下さい。ご理解、ご承諾頂けない場合、または不適合項目がある場合には、Market Link 取引口座を開設することはできません。

4. オンライン口座開設申込みフォームの各設問回答欄に正確にお客様情報をご入力頂き、「口座開設申込み」ボタンをクリックしてフォームデータを送信して下さい。フォームデータは 128 ビット SSL 暗号化通信技術を用いて送信されます。

5. オンライン口座開設申込みフォームにご入力頂いた内容に不備等が無いのか、当社が独自に定める口座開設基準に適合しているか、当社側にて確認した後にお申込受理メールを配信致します。お申込み受理メールをお受け取り頂きましたら「本人確認書類（運転免許証等のコピー）」を当社宛にご提出下さい。本人確認書類として有効な資料は、下記の内いずれか 1 種となります。

- a. 運転免許証 表面・裏面
- b. 写真入居基カード 表面・裏面
- c. パスポート（写真入ページ）＋現住所確認資料
- d. 発行から一年以内の、住所が印字された健康保険証 すべての面
- e. 発行から一年以内の、住所が手書きの健康保険証 すべての面＋現住所確認資料
- f. 発行から一年を超えた健康保険証 すべての面＋現住所確認資料
- g. 外国人登録証明書 表面・裏面
- h. 年金手帳＋現住所確認資料
- i. 福祉手帳＋現住所確認資料

いずれの書類もコピーで結構です。余白部分に必ず「署名」と「署名日付」をご記入下さい。現住所確認に不要な本籍記載は塗り潰して下さい。

現住所確認資料は住民票原本又は公共料金明細書をご利用下さい。いずれも発行日より2ヶ月以内のものに限ります。氏名、住所、発行機関、発行日が確認できる書類をご提出下さい。住民票に住民票コードが記載されている場合には、他者に知り得ぬよう、必ず塗り潰して下さい。

出来るだけ鮮明な書類をご提出下さい。写真部分が不鮮明な場合等、内容の確認が困難な場合は再度ご提出をお願いする場合がございますので、予めご了承下さい。

本人確認書類の送付先は以下の通りです。口座開設をお急ぎのお客様はEメール又はFAXをご利用下さい。

・Eメールの場合：csc@aft.co.jp

(添付ファイルの画像形式はPDF・JPG・PNG・BMPでお願い致します。)

・FAXの場合：03-3320-7126

・郵送の場合：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-9-12

AFTカスタマーサービスセンター宛

6.口座開設お申込フォームにご入力頂いた内容と到着した本人確認書類の記載の一致を確認し、Market Link 口座開設確認書(ログインID、パスワード)を現住所確認の為に現住所へ「転送不要扱・簡易書留郵便」にて郵送致します。書面が到着致しましたら、初回預託金のご入金をお願い致します。

[振込先]

●銀行名：三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店(333)

●口座名義：AFT

(英字入力が出来ない場合 エイエフテイ 又は エイエフテイーでも可)

●口座番号：(普)0059798

●振り込み名義人：ご契約者名+取引口座番号(例：ヤマダタロウ M1234567)

*入金処理を円滑に行うため、初回入金及び追加入金時はAFTカスタマーサービスセンターまでご連絡下さい。

*必ずご契約者本人の名前でお振込み下さい。

7. Market Link 取引口座への初回預託金の口座反映が完了致しましたら別途メールにてご案内致しますので、Market Link 口座開設確認書に記載のログインID、パスワードで取引システムにログインし、お取引を開始して頂けます。

3.初回預託金

初回預入金額は20万円以上となっております。預入可能な資産は現金(日本円)のみとなります。株券等、有価証券で代用することは出来ません。

お客様がお振込みに利用される金融機関によっては送金手数料が必要となります。送金手数料はお客様側で

負担ください。

4.入出金手数料

Market Link の取引口座にお客様が入金される際の送金手数料はお客様側でご負担ください。

Market Link の取引口座から出金される際の手数料は当社が負担しますので、お客様の負担は無料（0 円）です。

5.取引レート

取引画面上に 1 通貨単位の取引レートを表示します。

取引レートは、「売値 (Bid)」と「買値 (Ask)」の両方の価格を同時に表示します。(2way プライス)

注文画面のレート表示は小数点第 3 位 (0.1pip、ユーロ/米ドルなど対米ドル通貨ペアは小数点第 5 位) までです。

6.スプレッド(売値と買値の差額)

Market Link では、通貨ペアごとに売値 (Bid レート) と買値 (Ask レート) を同時に提示し (2way プライス)、お客様は売値で売付け、買値で買付けることが出来ます。お客様に提示する売値と買値は、当社が複数の決済金融機関から提示された売値と買値を基に独自に生成している価格です。

売値と買値の間には価格差(スプレッド)があり、このスプレッド分だけ買値は売値よりも高くなっています。

スプレッドは相場動向の急変及び市場の流動性の減少等により変動する場合があります。

サービス毎、または各種キャンペーン毎により、取引口座ごとにスプレッドを縮小する場合があります。

7.ポジション(建玉の決済)

決済方式は原則として、お客様が指定する建玉指定決済方式です。決済する際には、決済対象ポジションを指定して発注して下さい。

8. ポジション (建玉) の制限 (保有できるポジションの制限)

お客様の資産状況、過去における取引経験や店頭外国為替証拠金取引における適合性を踏まえ、個別に保有可能ポジションの上限を設定させて頂く場合があります。

9.取引システム

Market Link は、専用の取引システムにパソコンでアクセスしてお取引して頂きます。

Market Link ライブトレード用ログイン画面に、ライブトレード用の「ログイン ID」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックして下さい。

Market Link へのログイン ID やパスワードを失念した場合は、AFT カスタマーサービスセンターまでご連絡下さい。ユーザーID とパスワードを「転送不要扱・簡易書留郵便」でご登録住所宛てに郵送致します。郵便の配達状況にもよりますが約 4 営業日程かかる場合もありますので、お忘れの無いようご注意下さい。

10.取引注文の受付

インターネット上の当社取引システムでご注文をお受け致します。

11.取引時間

米国東部標準時間 標準期間中：(日本時間) 月曜日午前 7 時～土曜日午前 7 時

米国東部標準時間 夏時間期間中：(日本時間) 月曜日午前 6 時～土曜日午前 6 時

*元旦・欧米クリスマス期間等、当社が指定する特定日およびメンテナンス時間を除きます。

*法律、政令、規則、その他の法令の新設・改廃・経済情勢又は為替市場の状況等の変化に伴い取引時間を変更する場合があります。

*毎営業日のロールオーバー時刻(米国東部標準時 17 時)の前後 2 分間程度、取引レートの供給元である LP (リクイディティ・プロバイダー) の EOD 処理(エンドオブデイ、一日の終了処理)が一斉に行われるためレート配信を停止します。この間ログインは出来ませんがお取引はできません。

12.ログイン停止時間・メンテナンス時間

非営業時間帯(米国東部標準時間 標準期間中：(日本時間) 土曜日午前 7 時～月曜日午前 7 時、夏時間期間中：(日本時間) 土曜日午前 6 時～月曜日午前 6 時)は、予告なしに Market Link のメンテナンスを行わせていただく場合がございます。

メンテナンス中は Market Link にログインができなくなります。

また、Market Link 自体が展開されなかったり、ログインできた場合でもチャートが表示されなくなるなど、Market Link をご利用いただけなくなる場合もございますのでご理解の程宜しくお願い申し上げます。

13.取引対象通貨ペア

Market Link で取扱う通貨及び通貨ペアは、以下の 10 通貨 30 種類です。(2012 年 1 月現在)

通貨		
AUD (オーストラリア・ドル)	CAD (カナダ・ドル)	CHF (スイス・フラン)
EUR (ユーロ)	GBP (英国・ポンド)	HKD (香港・ドル)
JPY (日本・円)	NZD (ニュージーランド・ドル)	USD (米国・ドル)
ZAR (南アフリカ・ランド)		

通貨ペア（取引通貨 / 決済通貨）					
AUD/CAD	AUD/CHF	AUD/JPY	AUD/NZD	AUD/USD	CAD/CHF
CAD/JPY	CHF/JPY	EUR/AUD	EUR/CAD	EUR/CHF	EUR/GBP
EUR/JPY	EUR/NZD	EUR/USD	GBP/AUD	GBP/CAD	GBP/CHF
GBP/JPY	GBP/NZD	GBP/USD	NZD/CAD	NZD/CHF	NZD/JPY
NZD/USD	USD/CAD	USD/CHF	USD/HKD	USD/JPY	ZAR/JPY

14.取引単位・呼び値

●取引単位

最低取引通貨単位は各通貨ペア 1 万通貨単位(1 ロット)です。

●呼び値

呼び値の最少単位は各通貨ペア共通で 0.1pip(*)とします。

米ドル/日本円の場合は 0.001、ユーロ/米ドルの場合は 0.00001 が呼び値となります。

*1pip は日常用いられる通貨単位の 1/100 となります。(日本円の場合 0.01 円=1 銭)

15.為替の提示価格

当社が提示する為替価格(両替[コンバージョン]の提示価格についても同様です。)は、提示する時点のカバー先銀行等の取引価格や市場実勢を参考に、当社が決定しているものです。また、原則としてお客様の売値(Bid)と買値(Ask)の両方の価格を同時に提示致します。通常、その売値と買値には差(スプレッド)があり、同じ価格ではありません。尚、相場急変時にはスプレッドが拡大することがあります。

16.取引手数料

売買に係る取引手数料は無料 (0 円) です。

17. 口座維持管理費

口座維持管理費は無料 (0 円) です。

18. 口座休眠費用

保有するポジションが無い場合、お客様からの申し出により取引口座を任意に休眠化（非稼働化）する事ができます。口座休眠化申請及び解除申請は AFT カスタマーサービスセンターで承ります。

口座休眠化申請に一申請当たり事務手数料 525 円（税込）を取引口座から差し引きます。

口座残高がこの事務手数料に満たない場合は休眠申請を承れません。

休眠解除は「転送不要扱・簡易書留郵便」によるパスワードの再発行をもって行われます。

19. システム利用料

システム利用料は無料（0円）です。

但し4ヶ月以上保有ポジションが無く、一切の取引が無い取引口座は、お客様に係る不慮の事故や、パスワードの流出等によるなりすまし取引等の脅威からお客様の資産を保全するため、お客様に状況確認の後、当社の判断で取引口座を休眠化（非稼働化）する場合があります。

20. 証拠金

1. 証拠金の差入れ

取引証拠金は、現金（日本円）となります。外貨、株券等、有価証券で代用することは出来ません。Market Linkでは、新規注文を行う際にあらかじめ必要な証拠金を事前に預託（ご入金）して頂きます。

2. 証拠金の種類

● 預託証拠金：お客様よりお預かりしている証拠金の決済済み残高

● 実質証拠金：預託証拠金に保有ポジションの評価損益合計を加算した金額

* 実質証拠金 = 預託証拠金 + 保有ポジションの評価損益合計 (*1)

● 必要証拠金：ポジションを保有するのに必要な証拠金額

* Market Link の必要証拠金額は、取引通貨価格に取引数量を乗じた金額の4%で、取引内容により金額が異なります。(*2)

必要証拠金 = 取引通貨価格 × 取引数量 × 証拠金率 (*3)

例) 米ドル/円の取引で[建玉時の USD/JPY レートが 90.005]の時に 1 万ドル取得する場合の必要証拠金の計算方法は以下の通りです。

・ Market Link : $80.002 \times 10,000 \times 4\% = 32,000.800$ (円)

● 使用可能証拠金：新規ポジション取得に使用可能な余剰資金

* 使用可能証拠金 = 預託証拠金 - 必要証拠金

*1 評価損益とは、保有しているポジションの未決済損益金額で、リアルタイムに評価計算されます。

*2 日本円を含まない通貨ペアを取引する場合には、取引通貨（通貨ペア表示の際に左側に表示されている通貨。EUR/USD の場合、取引通貨は EUR）と JPY からなる通貨ペア（取引通貨/JPY。EUR/USD の場合、EUR/JPY の組合せ）の、取引レート（買建時は売値、売建時は買値）が計算の対象となります。

*3 証拠金率等、証拠金に関する計算はリアルタイムで行われます。その際の計算のもとになる時価は、取引通貨価格を用います。

必要証拠金は、成行注文、指値注文、逆指値注文に拘わらず、通貨ペアの現在のレートで計算いたします。お客様が指値、逆指値で注文を発注される場合で、指値価格に基づき最低限の証拠金を差し入れている場合、証拠金不足となり注文が発注できない事があります。

必要証拠金は約定となるまでは拘束せず、約定した時点で拘束いたします。このため注文発注後、

証拠金の出金・評価損の拡大・注文訂正等により、使用可能証拠金が不足している場合、本来約定となる時点で「失効」となりますので、十分ご注意ください。

3.必要証拠金

Market Link の必要証拠金は、取引通貨価格に取引数量を乗じた金額に必要証拠金率（4%）を乗じた金額です。

●必要証拠金＝取引通貨価格×取引数量×必要証拠金率

	Market Link
必要証拠金率(レバレッジ)	4% (25 倍)

4.証拠金の追加差入れ

Market Link では、追加証拠金の差入れ請求はいたしません。お客様が保有するポジションの損失が拡大し、証拠金率が 100%を下回った場合、ロスカットルールに基づき、全てのポジションが一括して強制決済となりますので、十分な余剰資金を持ってお取引いただくようお願い致します。

なお、外国為替相場の変動に伴い、お客様の保有するポジションの決済等による損金額が預かり資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、お客様は不足金が発生した日から数えて 2 営業日以内に、不足金を Market Link の取引口座にご入金して頂く必要があります。

5.証拠金の引き出し

預託された証拠金のうち、預託証拠金合計から必要証拠金を控除し、評価損を差し引いた金額の範囲内で証拠金を引き出すことができます。

●出金可能額＝預託証拠金合計－(必要証拠金＋評価損)

6.証拠金の返還

お客様の証拠金額が、当社の定める使用証拠金の額を上回っている場合、お客様は当社の定めに従い、その超過額の全部又は一部の返還を当社に請求することができます。

21.注文について

①発注方法

ご注文、ご注文の確認等、Market Link に関することはすべて専用の取引システムからインターネット経由で行ってください。

②新規建て可能数量

新規建て可能数量は以下の計算式でもとめられます。

●新規建て可能数量 = 使用可能証拠金 ÷ 取引通貨価格 ÷ 必要証拠金率

③注文の種類、変更/取消、有効期限について

※指値・逆指値について

・現在の値段で売買を行うのではなく、予め事前に注文価格を設定(指値)しておき、レートが設定した

値段になった時点で売買を行う方法です。

- ・成行注文と異なり、成立前の注文は変更・削除することも可能です。
- ・大きく市場が変動しているような場合、ご設定の値段から離れた価格で約定される場合があります(スリッページ)
- ・週を持ち越してポジションを保有し、前週の終値から翌週の開始値の間に指値があった場合、ご設定の指値は翌週の開始値で約定処理が行われます。

■注文の種類

a.成行注文

その時点のレートで売買をする注文方法です。

スリッページ許容値（市場価格との前後許容ピップ数）を指定することが可能です。

b.指値注文:価格を指定する注文

指値買い注文は「買値 (Ask)」未満、指値売り注文は「売値 (Bid)」超のレートを設定して発注して下さい。

c.逆指値注文 (*) : 「買値 (Ask)」が指定した価格を超えたら買う、または「売値 (Bid)」が指定した価格未満になったら売る注文

逆指値買い注文は「売値 (Bid)」未満で、逆指値売り注文は「買値 (Ask)」超で指定してください。

d.OCO 注文:2つの注文を出しておき、一方が約定すると、もう一方が取消される注文 (One side done, then Cancel the Other の略)

二つ以上の注文を発注後、新規 OCO 注文 > 新規 X-OCO 注文パネルにて、複数の未約定注文を同じ OCO グループに設定することで OCO 注文として発注することができます。

e.連続注文:あらかじめ入力した原注文が約定した後、自動的に予約注文が発注される注文

注文入力パネルにて原注文を入力後、連続注文として発注する注文種別にチェック及びレートを指定して発注します。

■有効期限

注文の有効期限は以下のなかから選択できます。

- ・注文をキャンセルするまで有効
 - ・期間指定(EST:米国東部標準時、GMT:グリニッジ標準時、JST:日本標準時、いずれかの指定日時まで有効)
- 非営業時間帯を期限指定した注文は、次の取引開始前に取消しとなります。

■注文状況の表示

未約定の注文は未約定注文パネルに表示されます。

■注文の訂正・取消

OCO 注文の指値訂正、注文取消、また、連続注文で待機中の予約注文の指値訂正、注文取消も可能です。

連続注文の原注文を取消すと、自動的に予約注文も取消されます。

22.両建てについて

既存の建玉を決済せずに、新たに同一通貨ペアで売と買が反対となる建玉を建てることを「両建て」といいます。本取引で両建てを行うことは可能ですが、両建てには、スプレッドによるコストが二重にかかること、スワップは、売と買に適用する価格に差があり、この差分が逆ざやとなりお客様のコストになることという問題点がございますので、お客様にはお客様ご自身の責任の下にこれをご理解・ご考慮の上ご判断下さい。（当社からお勧めするものではありません）

23.受渡日等

・受渡日

外国為替取引で決済されたポジションの受渡日は、通常当該決済を行った日の翌々営業日となり、決済取引の2営業日後にその損益が現金化されますが、**Market Link** では、ポジション決済後、損益が即時に現金化され、お客様の意思による出金や使用可能証拠金への振替が可能です。損益金と同様に、スワップポイントも確定後即時に現金化されます。

・ロールオーバー

米国東部標準時の 17:00（日本時間の 7:00（31:00）、米国東部標準時が夏時間期間の場合は 6:00（30:00））までに決済されずに持ち越されたポジションは、自動的に翌営業日に繰り越します。

・損益の計上

決済取引による為替損益およびスワップ損益(スワップポイント)は、上記受渡日において、お客様の証拠金に加減算されます。

24.スワップポイント

ロールオーバーを経る際、実質的には売付けた通貨を借入れ、買付けた通貨を預入れることになるので、その借入金利と預入金利の間の金利差に相当するスワップポイントが授受されます。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受取る場合のほうがお客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売付け、買付けともに支払いとなることもあります。

25.ロスカット

ロスカットの取扱い

ロスカットとは、お客様の損失を一定額に抑えるため(*1)証拠金率が一定の割合を下回ったとき、お客様の全てのポジションを強制的に反対売買することです。**Market Link** では証拠金率の計算がリアルタイムで行われ、証拠金率が 100%（ロスカットライン）を下回った場合、お客様の全てのポジションを反対売買すること（以下「ロスカット」といいます。）ができるものとします（以下「ロスカットルール」といいます）。(*2)

お客様は、次に掲げるロスカットルールの内容を十分理解・承認した上で、お客様の責任と判断において本取

引を行うことを確認するものとします。また、当社が定めるロスカットルールに該当した場合、その執行がなされることに異議のないものとします。

- a. お客様に生じた損害については、当社がその責を負わないこと。
- b. ロスカットルール執行による反対売買の結果、残債務がある場合、お客様は当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行う必要があること。
- c. ロスカットルールはお客様の使用証拠金の 100%を保証するものではないこと。
- d. ロスカットルールについては当社の判断によって変更することができるものとします。
- e. ロスカット前のお客様への通知はありませんので、取引画面上に表示される証拠金率を常にご確認の上、ご自身の判断でポジションに対するリスク管理を行って頂きますようお願い致します。(*3)

*1 ロスカットはお客様の必要証拠金の 100%を保証するものではありません。為替相場の急激な変動によっては Market Link 取引口座における実質証拠金を上回る損失が発生する場合がございます。

*2 証拠金率が 100%を割り込む水準となった場合、強制的に成行で決済されます。そのため、市場環境によっては実質証拠金がマイナス（損失額が預託証拠金額以上）となる場合があります。

*3 通知メール機能をご利用頂くことで、証拠金率の段階に応じた口座状況の把握をして頂けます。ツールバー[設定]-[通知メールの設定]-[通知メール]パネルより設定できます。但し、インターネットサービスプロバイダにおける障害や通信環境の混雑等により、メールが送信されない可能性やロスカット後にお客様にメールが到着する可能性があることにご留意下さい。

26. 不足金の解消

本取引を決済した結果生じた差損金額が、お客様が預託している証拠金の額を上回り不足金が生じたときは、お客様は不足金が発生した日から数えて 2 営業日以内に、当該金銭額を当社の指定する銀行口座へ振込むことにより解消するものとします。

もし、理由の如何を問わず、2 週間を限度として不足金が解消されない場合には、当社が不足金の回収を業者に一任（債権譲渡）することに同意したものとします。その際にかかる一切の費用につきましてもお客様(債務者)の負担となります。債権譲渡した不足金の回収に関して債権者とお客様(債務者)の間で生じた紛争については、当社は一切責任を持ちません。

27. 報告書について

Market Link では、以下の報告書を出力できます。

- ・取引残高報告書
- ・証拠金受領書
- ・取引報告書
- ・ユーザーアクティビティレポート

報告書はインターネット経由で取引システム上から電子交付方式でのみ閲覧できます。報告書等の郵送は行っ

ていませので、予めご了承ください。

なお、確定申告等においてこれらの書類が必要な場合、ブラウザの印刷ボタンより印刷することが出来ます。

28. 規定の変更

当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他当社が必要と判断したときに本規定を変更いたします。この場合、当社はその変更事項を特別の場合を除き、AFT の FX 公式 web サイト (<http://www.aft.co.jp/>)、もしくは電子メールによる電磁的方法によりお知らせします。本規定の変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する、またはお客様に新たな義務を課すものであるときにおいて、変更から 24 時間以内にお客様から異議の申出がない場合は、お客様が規定の変更同意したものとみなします。